令和５年第７回苓北町議会臨時会会議録（第１日目）

令和５年第７回苓北町議会臨時会は、令和５年１１月２４日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
１０番	野﨑　幸洋（議長）		

３．不応招議員は、次のとおりである。

９番　　髙戸　幸雄（副議長）

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	松本康秀	書記	田中めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑秀典	副町長	福田誠一
教育長	濵﨑敏和	総務課長	錦戸雅志
税務住民課長	龍岡　学	企画政策課長	宮﨑良成
教育課長	吉本英明	土木管理課長	田尻　悟
農林水産課長	松井徹也	商工観光課長	稲尾浩二
水道環境課長	本田　保	福祉保健課長	田尻康彦
健康増進室長	西川文孝	会計課長	松村保則
行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下晃弘		

８．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　議案第６４号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第６５号　令和５年度苓北町一般会計補正予算（第６号）

日程第　５　議案第６６号　令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　６　議案第６７号　令和５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　７　議案第６８号　令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）

日程第　８　報告第１０号　専決処分の報告について

　　専決第１３号　損害賠償額の決定及び和解について

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　皆さん、おはようございます。

本日、髙戸議員から欠席届が出ております。只今の出席議員は９人です。定足数に達していますので、只今から令和５年第７回苓北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番、田﨑稔君、７番、倉田明君を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日限りと決定しました。

これから議案審議となりますが、第１８期における苓北町議会運営に関する申し合せ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計３回までを合わせて１５分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならないとしております。

議場掲示板、電光掲示板の残り時間の表示が「０」（ゼロ）となった時点、制限時間１分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしています。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議案第６４号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３、議案第６４号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　議案第６４号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年１１月２４日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて職員の給与等を改定することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正概要としましては、今回、国の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、令和５年度の職員給料表の改定を行いますとともに、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

なお、令和５年１２月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定、並びに給与給料の改定につきましては、１ページの改正本文第１条で、令和５年度の支給に関し改定するものです。

令和６年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、６ページの改正本文第２条により改正するもので、それぞれ条建てにして改正するものです。

それでは、改正内容の詳細につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、６ページの次のページの新旧対照表の１ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。

全体では、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ０．０５月引き上げ、年間支給総月数で０．１０月の引き上げとなっております。

第１９条の期末手当のうち、第２項の職員の期末手当について、支給月数を改正前「１００分の１２０」から、改正後「１００分の１２５」に０．０５月引き上げるもので、期末手当の支給総月数は、２．４月から２．４５月の引き上げとなります。

次に、第１９条第３項の定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当につきましては、支給月数を改正前「１００分の６７．５」から、改正後「１００分の７０」に０．０２５月引き上げるもので、支給総月数は、１．３５月から１．３７５月への引き上げとなります。

次に、第２０条の勤勉手当については、支給月数を改正前「１００分の１００」から、改正後「１００分の１０５」に０．０５月引き上げるもので、勤勉手当の支給総月数は２．０月から２．０５月への引き上げとなります。

次に、第２０条第３項の定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当については、支給月数を改正前「１００分の４７．５」から、改正後「１００分の５０」に０．０２５月引き上げるもので、支給総月数は０．９５月から０．９７５月への引き上げとなります。

次に、表の下段の別表第１（第３条関係）の行政職給料表の改定についてですが、次

のページの新旧対照表の２ページから９ページまで、改正前及び改正後の給料表になります。

今回の改正は、若年層に重点を置いた俸給表の引き上げ改定となっております。平均改定率は全体で１．１％の改定となっており、１ページの定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額では、１級１号月額では、右側の改正前１５万１００円から、左側の改正後１６万２，１００円となっており、月額で１万２，０００円の引き上げとなっております。

９ページの表の定年前再任用短時間勤務職員の給料表の改定については、改正前に対して、改正後は一律１，０００円の引き上げ改定となっております。

次に、令和６年４月１日から施行する第２条の改正内容についてご説明申し上げます。

第１９条の期末手当のうち、第２項の職員の期末手当について、支給月数を改正前「１００分の１２５」から改正後「１００分の１２２．５」に改正するもので、期末手当の総月数の２．４５月を６月と１２月に支給する２回で除した月数への改定となります。

次に、第１９条第３項の定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当につきましても、支給月数を改正前「１００分の７０」から改正後「１００分の６８．５」に改定するもので、支給総月数の１．３７５月を２回で除した月数への改定となります。

次に、１０ページをお開きください。

第２０条の勤勉手当については、支給月数を改正前「１００分の１０５」から改正後「１００分の１０２．５」に改定するもので、勤勉手当の支給総月数の２．０５月を２回で除した月数への改定となります。

次に、第２０条第３項の定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当についても、支給月数を改正前「１００分の５０」から改正後「１００分の４８．７５」に改定するもので、支給総月数の０．９７５月を２回で除した月数への改定となっております。

それでは、条例（案）の本文６ページに戻っていただきまして、附則としまして、（施行期日等）で、附則第１条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

第２項、第１条の規定による改正後の苓北町職員の給与に関する条例（次条において「改正後給与条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用するものです。

令和５年の給与改定について、給料は令和５年４月に遡及して適用、期末手当と勤勉手当につきましては、１２月支給分から適用させるものです。

附則第２条は、給与の内払に関する規定でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　ちょっと関連質問となりますけど、この条例の改正によって、町長、副町長、教育長及び議員についてはこの１２月の期末手当はどういうふうな形になるのでしょうか。

それと、この改定によって金額はいくらぐらいになりますか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　町長、副町長、教育長及び議員ですけれども、一般職に準じるということになっておりますので、期末手当につきましてはそれぞれ影響と言うか、連動して支給されることとなっております。

あと、金額でございますけれども、職員と会計年度任用職員も影響がございますけれども、職員の分が６５８万円。給料、あと職員手当及び共済費も含めて６５８万円になります。会計年度任用職員につきましては、報酬、期末手当、共済費合わせて５０９万９，０００円の予算の措置としております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　これ、今んとは期末手当の分だけじゃなかっですか。この条例改正については。給与と期末手当の分について、この率が上がるわけでしょ。１２月については。そうすると、給与もこれに伴って上がっていくわけですか。ここら辺はよく分からんだったんですけど。給与も上がるということになるわけですかね。期末手当だけじゃなくて。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　給与につきましても、新旧対照表で２／１０ページですね、お示ししてありますとおり、右側が改正前の給料表で、左側が改正後の給料表になります。先程、第１条で申し上げたとおり４月に遡及して、給料も上げるということになりますので、その分が４月に遡って改定後の給料を適用するということになりますので、来年の３月まで支給する給料につきましても、影響がある部分を今回の予算で計上させてもらっております。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　賞与だけでいくらになっとですか。もう最後か。

○議長（野﨑幸洋君）　３回目です。総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　先程、賞与はご説明しましたとおり期末手当で０．０５月、勤勉手当で・・・。

○８番（錦戸俊春君）　金額は。

○総務課長（錦戸雅志君）　ちょっとお待ちください。賞与の分ですよね。約４７０万円余になります。給料月額が１万２，０００円、若年層が上がりますので、その分が全部、ボーナスにも反映してくるということになります。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかにありますか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　同じような質問ですが、職員についてはですね、読み方も給料、生活に直結しているというふうに思いますので異議はありませんが、町長と副町長、それから今の総務課長の話では議員もということですけども、それぞれこのことによって、いくらアップするのか。総額じゃなくてですね。１回当たりの、例えば１２月の賞与ですか。あるいはこれは３月まで行くんですかね。いくら上がるのか、教えてください。

それから、それに準ずる条例は何条に記載されているのか。併せて教えてください。

それから、今の説明で、一部令和６年の４月１日からというは何か削減もちょっと載ってますよね。それはそういうことでまた下がるのか。１回今度上がった分が、また来年の４月はまた下がってしまうのか。そこも教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　３点お尋ねいただきましたけれども、最初の１点目はちょっと計算が必要ですので、しばらくお時間いただきたいと思います。２点目と３点目についてです。２点目につきましては、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の中でですね、第３条第１項でですね、町長等の通勤手当、勤勉手当及び退職手当については町の一般職員の例によるというふうに規定されてございます。２点目の議員の方もですね、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第５条で期末手当の支給の根拠ございまして、第２項で前項の期末手当の支給については、一般職の例によるということで、連動して上がるということの条例の解釈でございます。あと、ちょっとお待ちくださいね。個別の町長等の影響額ということですけれども。議員です。議会費でプラス期末手当が６０万円上がります。町長等につきましては、約２８万円ということで試算しております。

○５番（浜口雅英君）　質問に答えとらんもね。ちょっと座ってから・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　再質問でいいですよ。

○５番（浜口雅英君）　議長とか、副議長とか、委員長とか、議員とかってあるわけでしょが。それは個別に違うわけでしょもん。元が違うんだけん。率はあがってもな。そういう人たちがいくらずつ上がるのか。総額で言うたら、錦戸議員に言うたとと同じやっかな。それは聞いたばってんが、分かりにくかってことで質問したっちゃけん。分からんなら、暫時休憩してもよかっぞ。。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　個別につきましてはですね、職員の分は持って来ておりますが、町長、議員、議長、副議長についてちょっと手元に来ておりませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。あと、先程３点目の質問のですね、お答えが漏れておりましたけれども、令和６年度４月以降の期末手当が下がるのじゃないかというご質問でありましたけれども、そこは今年度の期末手当等の改定で支給してある月がございますので、１２月の支給月については第１条で規定しております。全体の総月数は変わりませんので、今年度改定の分が令和６年度以降は総月数は変わらないで支給するということになります。

○議長（野﨑幸洋君）　２回目です。浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　これは何ていうか、補正予算の資料ば持っとるわけでしょうが。ですね。私が知りたいことが後でということならば、暫時休憩をして、資料をそろえてから再開してください。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　暫時休憩をいただいて、資料をですね、まず用意したいと思います。ちなみに、期末手当についてですね、特別職、それから議員、今回、「１００分の１２０」から「１００分の１２５」に０．０５月引き上げますので、１２月分がそれぞれの期末手当が０．０５月分上がるというようなことです。次年度からは、この０．０５を６月と１２月で２回に分けますので、来年度からはですね、これを０．０２５、６月は０．０２５、１２月は０．０２５合わせて０．０５月、今年度より上がるというようなことになります。

○議長（野﨑幸洋君）　それでは資料がそろうまで暫時休憩とします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前　９時５１分

再開　午前１０時０７分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　大変申し訳ございませんでした。それぞれの影響額についてご報告させていただきます。町長が４万３，５８５円、副町長が３万２，７１７円、教育長が３万５３２円、合わせて１０万６，８３４円上がるということになります。

なお予算につきましては、現町長が期間が６カ月経過しておりませんので、その分予算の範囲で足りておりますので、予算の計上はしておりません。

議会の方は議会事務局の方から計算してありますので、そちらの方からご報告させていただきます。

○議長（野﨑幸洋君）　議会事務局長。

○議会事務局長（松本康秀君）　私の方から、議員の期末手当について申し上げます。議長が１万７，４２２円、副議長１万４，３７５円、委員長１万３，２８２円。これの４人分ですね。議員１万３，１１０円。これの４人分です。合わせて１３万７，３６５円の増額となります。

これについてですね、補正予算の方、今のですね、当初予算の方で足りてますので、補正予算の方には計上をしておりません。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　なかなか、私が口下手のためかどうか分かりませんが、お尋ねしたいことが返ってきません。例えばですね、町長さんが４万円増えたならば、４万円増えて、今の給料が５０万円だから５４万円と。町民が知りたいのはそこなんですよ。いくら上がったかも知りたいわけですが、結果的に上がっていくらもらいよらっちゃろかいと。ですね。そこはつかんでいるんじゃないんですか。

これは議会議員も一緒ですね。そういう形で、いくら上がって、結果的にいくらなりますということを知りたかったと。これやっぱ、ここでお尋ねしてるのは、新聞も賑わしていますように岸田さんも何か今の状況では、国民の生活が苦しい中で、これ選挙違反になるのかどうかは、専門的なことは私は分かりませんけども、それをお返しするとか何とかそういうことが新聞で報道されていますよね。そういう状況なんですよ。国民、町民というのは。だからいくら上がって、いくらもらうんだ。今、苓北町の町民の平均収入がいくらなのか。月額でもいいし、年収でも構いませんけどもですね。そういうものと比較をしたいわけですよ。自分たちの生活と。そういうことで質問したわけですので、やっぱそこら辺のところはですね、総額で５００万円ですばいとか、そがんとはですね、ピンとこんとですよ。町民の人は。５００万円のうち１００人で分ければ５万円か。そこを知りたいわけです。だから私もそういうことでお尋ねしたんですよ。やっぱり一般会計、特別会計７０億円ぐらいのお金を扱うわけですので、町長の所信表明の中でも、町民の立場に立った中での町政執行を進めていきたいということを言うておられるわけですので、やっぱり常に町民の立場に立った中で、そういう財政関係は特に町民に議会を通じて町民に知らせる。そういうことをしてほしいというふうに思います。

そういうことで再度、上がった額といいますか、それを教えてもらいたい。それから、議員の場合はもう補正をせずとも、現予算の中で賄いができるということですけども、要するにそれも試算した中での現予算の中で収まるということだと思いますので、上がった額の方を教えてもらえますか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　説明が不足しておりました。それぞれの支給月数と期末手当の総支給額についてご説明させていただきます。町長、支給月額７５万８，０００円。これに係る期末手当になりますけれども、１０８万９，６２５円が改正後の支給額になります。次に、副町長、支給月額５６万９，０００円に対しまして、総支給期末手当額が８１万７，９３７円。教育長、支給月額５３万１，０００円、総支給期末手当額が７６万３，３１２円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　議会事務局長。

○議会事務局長（松本康秀君）　議員の方ですね、議長、月額３０万３，０００円。期末手当が４３万５，５６２円になります。副議長、月額２５万円。期末手当の方が３５万９，３７５円。委員長、２３万１，０００円、月額ですね。期末手当が３３万２，０６２円。議員、月額２２万８，０００円。期末手当３２万７，７５０円。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　特別職、先程ちょっと触れましたけども、特別職の方では岸田さんと同じような考えで、還元という言葉はどうなのか分かりませんけども、俺要らんばいと、何かほかんとこに使おうかいと言う、個人でなくてですね、公会計の中で使おうかとそういう考えはお持ちでありませんか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　今回の人事院勧告分の給与の部分は、特別職につきましては、それぞれの報酬、金額が上がるということではありません。あくまでも、期末手当の率が上がるということですので、期末手当の額が先程申しましたように、私で１万いくら、副町長でいくらという、その金額が期末手当の額として上がるということでございます。

報酬等を改正する場合には、これは別に特別職報酬等審議会にかけて諮る必要があります。国においては、国家公務員に準じて特別職の報酬を上げるというようなことの中で、岸田総理はその報酬を上げる分については還元をするということでおっしゃっているという状況でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第６４号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって議案第６４号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第６５号　令和５年度苓北町一般会計補正予算（第６号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４、議案第６５号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　議案第６５号、令和５年度苓北町一般会計補正予算第（６号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先程、審議をいただきました人事院勧告に基づく関係条例の改正等に伴う人件費のほか、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金の無料化に要する費用の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、この後順次ご提案をいたします議案第６６号から議案第６８号までの各特別会計補正予算につきましても、人事院勧告に基づく条例の一部改正に伴う人件費に係る補正であります。

内容につきましては、各担当課長から説明をいたさせますので、併せてよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　議案第６５号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第６号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，９５７万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５億１，３３７万８，０００円とするものです。

７ページをお願いします。歳入です。

款１町税、項１、目１個人は、収納見込みによる現年課税分７００万円の増額です。

８ページをお願いします。

項２、目１固定資産税は、収納見込みによる現年課税分１，１９０万円の増額です。

９ページをお願いします。

項３、目２種別割は、収納実績による軽自動車（種別割）現年課税分４０万円の増額です。

１０ページをお願いします。

款９地方特例交付金、項１、目１地方特例交付金は、交付決定による地方特例交付金３９万１，０００円の増額です。

１１ページをお願いします。

款１８繰入金、項２、目１２財政調整基金繰入金は、財政調整基金とりくずし１１万７，０００円の減額です。

１２ページをお願いします。歳出です。

款１議会費、項１、目１議会費は、職員の異動及び人事院勧告に基づく関係条例の改正に伴う人件費７５万円の増額です。

なお、以降の説明において、人事院勧告に基づく関係条例の改正に伴う会計年度任用職員を含む職員の人件費に係る補正、及び職員の異動等に伴う人件費の補正については、一括して人件費として説明させていただきます。

１３ページをお願いします。

款２総務費、項１、目１一般管理費は、人件費１，４３９万１，０００円の減額です。

目４会計管理費は、次ページの節４共済費まで人件費４８万８，０００円の増額です。

目５財産管理費は、人件費１２万１，０００円の増額です。

目６企画費は、人件費１６０万７，０００円の増額です。

１５ページをお願いします。

目１４情報化推進費は、人件費７０万円の増額です。

目１５企業誘致対策費は、人件費２０万円の増額です。

１６ページをお願いします。

項２、目１税務総務費は、人件費４７０万円の減額です。

１７ページをお願いします。

項３、目１戸籍住民基本台帳費は、人件費６６０万円の増額です。

１８ページをお願いします。

款３民生費、項１、目１社会福祉総務費は、人件費１，１１１万２，０００円の増額です。

目４介護保険事業費は、人件費の増額に、次ページの節２７繰出金の人件費に係る介護保険特別会計繰出金（事務費分）まで合わせて１１２万４，０００円の増額です。

目５後期高齢者医療費は、人件費７３万２，０００円の増額です。

２０ページをお願いします。

項２、目１児童福祉総務費は、人件費３１万４，０００円の増額です。

２１ページをお願いします。

項４、目１国民年金事務取扱費は、人件費２１０万円の増額です。

２２ページをお願いします。

款４衛生費、項１、目１保健衛生総務費は、人件費８００万円の減額です。

目２予防費は、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金について無料とすることとして、予防接種委託料（インフルエンザ）９０１万３，０００円の増額です。

２３ページをお願いします。

項２、目１清掃総務費は、人件費５０万円の増額です。

２４ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１、目１農業委員会費は、人件費５３万７，０００円の増額です。

目２農業総務費は、人件費４８０万円の減額です。

目３農業振興費は、人件費１万１，０００円の増額です。

２５ページをお願いします。

項２、目２林道費は、人件費１８万９，０００円の増額です。

２６ページをお願いします。

項３、目１水産業振興費は、人件費１００万円の増額です。

目２漁港管理費は、人件費２万２，０００円の増額です。

目３漁港建設費は、人件費３１万円の増額です。

２７ページをお願いします。

款６商工費、項１、目１商工総務費は、人件費９０万円の増額です。

目３観光費は、人件費１３万６，０００円の増額です。

目５富岡城公園管理費は、人件費７３万３，０００円の増額です。

２８ページをお願いします。

款７土木費、項１、目１土木総務費は、人件費１２０万円の減額です。

２９ページをお願いします。

項２、目２道路維持費は、人件費４４万１，０００円の増額です。

３０ページをお願いします。

項５、目１住宅管理費は、人件費２０万円の増額です。

３１ページをお願いします。

款９教育費、項１、目２事務局費は、人件費４２３万８，０００円の増額です。

３２ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費は、人件費５９万４，０００円の増額です。

３３ページをお願いします。

項３中学校費、目１学校管理費は、人件費１１万６，０００円の増額です。

３４ページをお願いします。

項４、目１社会教育総務費は、人件費６６０万円の増額です。

目２公民館費は、人件費２６万６，０００円の増額です。

目５志岐集会所管理費は、人件費９万円の増額です。

３５ページをお願いします。

項５、目２学校給食費は、人件費９２万１，０００円の増額です。

以上で、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第６号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　歳出の関係でですね、インフルエンザの関係でよかとかな。２２ページの委託料ですね、９０１万３，０００円。私もインフルエンザの予防接種をしてきたところですけれども、これは当初予算ではどのような対策をされていたのか。

昨年もインフルエンザ予防接種、全町民が無料だったかと思います。今回、この９０１万３，０００円が、今この臨時議会の方で補正で提案されている理由についてお伺いいたしたいと思います。

それと教育費の３４ページですけれども、会計年度任用職員の期末手当が職員手当等に入っております。ほかの会計年度任用職員は報酬の方で全部計上されているかと思いますが、社会教育費の公民館費と志岐集会所管理費の会計年度任用職員、これだけが職員手当等に上がってるかと思いますが、その理由について。当初予算でも上がってたのかどうかよくわかんないんですけれども、この理由について、職員扱いにされていらっしゃる方がいるのかどうか、お伺いします。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　２２ページの予防接種の委託料でございます。これにつきましては、当初予算は定期接種と任意接種の部分で予算を組んでおりました。今回上乗せ分ということで９０１万３，０００円。個人負担金がですね、発生しないようにということで上乗せ分の補正を行っております。

医療機関によってはですね、それぞれ金額の設定が違いますので、手出し分がある医療機関もございます。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　３４ページの公民館費、それと志岐集会所管理費の職員手当の中に期末手当（会計年度任用職員）の分が計上してあるのはなぜかということであ

るかと思います。当初予算からですね、職員手当等の方に計上して、その差額を計上させていただいているわけでございますけども、ここに限らず、会計年度任用職員については、おそらく職員手当の中で、ほかの会計年度任用職員さんも計上してあるかと思いますので、同じような取り扱いになるかと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　先程、インフルエンザ関係、当初計上した部分の上乗せ分の補助というふうに９００万円とあります。だいたいインフルエンザ予防接種、個人負担が３，０００円ぐらいですよね。それが全額補助されると。もともと医療費外でしょうけん、インフルエンザ予防接種ですね。それを町が補助して、無料で接種しているということですので９００万円の金額が３，０００人分くらいになろうかと。３，０００円でですね。３，０００円掛ける３，０００人で９００万円。だから、当初に上げてある部分からの上乗せというのがちょっとよくわかんない。ですね、何を・・・。半分を計上して、半分を、残り分は２分の１負担を全額負担にする分で９００万円上げてあるのかどうか、ちょっと意味がよくわかんなかったです。答えがですね。その辺りを、上乗せという意味がよくわからなかったからお願いします。

それと期末手当ですね、これは教育委員会に限らず、月額は報酬にして、期末手当は全て職員手当の中に計上しているという取り扱いをされていらっしゃるんですか。職員手当という関係だから、全て会計年度任用職員、昔の臨時職員と正規職員というのを分類して、給料は報酬でするということで、期末手当も報酬の中に入ってるのかなというふうに私もちょっと理解しとったもんだから。これは統一的に職員手当の中の期末手当に全て臨時職員、正規職員も含めて予算を計上してるということですね。分かりました。すみません。ちょっとここだけ書いてあったもんですから、会計年度任用職員ということでですね。分かりました。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　予防接種の件でございます。まず６５歳以上の方につきましては、接種費用がだいたい５，６００円かかります。当初予算では４，０００円分で自己負担が１，６００円というところでございましたけれども、今回上乗せ分ということで１，６００円の補正になります。あと任意接種で小学生以下それと中高生、ここにつきましては３，６００円、それぞれ当初は２，０００円の予定でしたけれども、ここにつきましても１，６００円の上乗せになります。小学生以下につきましては、２回接種が必要になります。それと高校生以上につきましては助成額が３，６００円ということで、全額というか、３，６００円の助成となっております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　新たに全額、今回の補正９００万円で全ての町民を無料にするということですね。特に、インフルエンザが今非常に流行ってるということで、県内でも天草が一番高い状態だというふうに聞いておりますので、補正が通ったらですね、ぜひ皆さんにもですね、周知していただくことでですね、早くインフルエンザの方のワクチン接種を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　２５ページの林道費の中で報酬、林道維持作業員報酬が８万９，０００円計上されていますが、これの積算根拠を教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　２５ページの林道費の作業員報酬の積算根拠ですが、日当がですね、改正前が日当で７，２６２円だったものが、今回７，８４３円で５８１円ですかね、上がりまして、日数と月数と人数は変わりませんので、それに１４日の５．５カ月の２人という計算になっております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　これほんなら人勧に基づく賃上げということでよかっですか。

私が思ったのはですね、林道がですね、もう非常に荒れています。今、広域基幹林道もですね、いたるところで間伐が行われてですね、路面が非常にアスファルトがへこんだりとか、あるいは表面のアスファルトが剥がれたりとかしています。それから高葉山線もこの前入り口が災害復旧でされて通行できるようになりまして、中にもですね、入れるのは工事が済んだ約１０メートルぐらい。その先はですね、何かもう廃車寸前の自家用車なら通っていけますけども、ほかの車はちょっと通れない。人も通れない。そういう状況なんです。やっぱ町は農林水産業の第一次産業を重点的に振興していくという考えもお持ちのようですので、そういうところもですね、林道、農道、町道全ての道路を定期的に巡回して、少しでも悪いところは直ちに改善していくと、そのことがやっぱ産業の振興につながってこようかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第６５号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６５号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第６号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第６６号　令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第５、議案第６６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　議案第６６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億４，６６４万９，０００円とするものでございます。

今回の歳出補正の主な理由は、給与改定に伴う人件費の改定によるものでございます。

歳出補正予算の中身についてご説明いたしますので、４ページをお開き願います。

款１総務費、項４医療費適正化対策事業費、目１、節１報酬から節４共済費まで、合わせて１８万２，０００円の増額は、給与改定に伴うレセプト点検員１名の人件費に係るものでございます。

次に、５ページをお開きください。

款４保健事業費、項２特定健康診査等事業費、目１、節１報酬から節８旅費まで、合わせて７万８，０００円の増額は、給与改定等に伴う訪問指導員１名の人件費に係るものでございます。

次に、６ページをお開きください。

款８予備費、項１、目１予備費２６万円の減額は、人件費の増額に伴い財源調整により予備費を減額するものでございます。

以上が、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○７番（倉田　明君）　１点だけちょっとお尋ねです。先程、一般会計でいわゆる人事院勧告等の報酬の改正があったわけでございますが、一般会計、特別会計もそういった改正のつながりがあっているわけですが、町の報酬等審議会との兼ね合いというのはどういう形になるんでしょうか。その点だけ。特別職だけとかいろいろありますけど。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　今ご質問のとおり、町の報酬等の審議会につきましては限定されておりまして、特別職についての審議を諮問いただくということですので、一般職の給料についてはちょっと離れて、違うということになります。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第６６号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　議案第６７号　令和５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第６、議案第６７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　議案第６７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ１２万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億２，３６３万８，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入歳出ともに給与改定に伴う人件費の見直しによるもの

でございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開きください。

まず歳入ですが、款７繰入金、項１一般会計繰入金、目３、節１事務費繰入金１２万４，０００円の増額は、給与改定に伴う介護保険認定調査のための訪問調査員２名の人件費に係るものでございます。

次に歳出でございます。７ページをお開き願います。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１報酬から節８旅費まで、合わせて１２万４，０００円の増額は、給与改定等に伴う介護保険認定調査のための訪問調査員２名の人件費に係るものでございます。

以上が、令和５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　すいません、ちょっと計算、なぜこうなるのかよく分からなかったもんですから。報酬は１６万６，０００円増えて、期末手当は４万４，０００円の減額と、ほかのところはやっぱり報酬も今回の給与改定で上がって、期末手当の率も上がるということで、増額もしくは職員の異動を今回調整されてプラス、マイナスが出ているというような一般会計ではあったかと思いますが、ここの介護だけ報酬は増えて、期末手当と旅費は通勤手当じゃないかと思いますけれども、これが減ってるというところの理由をちょっと教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　この減額分につきましては、会計年度任用職員さん１名がですね、３月３１日で退職されまして、新たに４月１日からですね、１名を採用した関係で期末手当の率も変わりますので、そこで減額というところと、あと旅費もですね、不要になったというところで、減額をさせていただいております。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　１名の退職。当初予算は当然この１名の方を入れての計算をされて予算計上されてたということですね。遠くの人が辞められて、近くの人が採用されてということですか。期末手当も給料が高い人だったのが、やめられて低い人になったというようなことですかね。期末手当は、４、５、６月でしょうかね。通勤・・・そうか。分かりました。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第６７号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　議案第６８号　令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第７、議案第６８号、令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　議案第６８号、令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１，８４９万6，０００円とするものです。

内容につきましては、給与改定に伴う職員の人件費の増額と電気料の減額によるものです。

それでは内容の方に入りたいと思いますので、４ページをお願いいたします。

款１水道費、項１水道管理費、目１一般管理費です。節１報酬から節４共済費までにつきましては、先程申しましたとおり、職員の人件費の増額により１７１万８，０００円の増額となっております。合計１７１万８，０００円の増額です。

節１０需用費１７１万８，０００円の電気料の減額については、実績見込額によります電気料の減額といたしております。

以上で、令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第６８号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号、令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　報告第１０号　専決処分の報告について

専決第１３号　損害賠償額の決定及び和解について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第８、報告第１０号、専決処分の報告について。専決第１３号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　報告第１０号、専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

なお、専決内容につきましては、教育課長から説明をいたさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　それでは私の方から内容を説明させていただきますので、次の、次のページをお開き願います。

専決第１３号、損害賠償額の決定及び和解について。

平成２７年１０月６日発生、都呂々公民館敷地にある樹木の根の侵入及びこれに伴う白蟻による建築物（工作物）の一部破損等について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和５年１１月６日。苓北町長　山﨑秀典。

事故の内容でございますが、１、事故発生年月日　平成２７年１０月６日。

２、事故発生場所　苓北町都呂々１２２番地１地内。

３、相手方　個人、建築物（工作物）の所有者でございます。

４、事故の概要　概要につきましては、都呂々公民館敷地にある樹木の根が個人邸に

地下から進入し家の基礎及びブロック塀を一部破損。また、樹木の根から白蟻が侵入し建物に被害をもたらしたものでございます。

５、損害賠償額　３７３万６，８６０円。

なお、損害賠償額につきましては、熊本県町村会の総合賠償補償保険から全額補てんされることとなっております。

６、和解事項　本件のほか、両者間には一切の債権債務関係がないこととして和解をしております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　１点だけお尋ねします。長い年月がかかっておりますけども、それまでの経過というのが分かったらお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　それでは本件白蟻被害の経緯についてご説明をさせていただきます。

令和３年６月、個人宅に来られていた白蟻業者から職員への説明により、事実を確認したものでございます。

白蟻業者の説明によりますと、平成２７年１０月６日に個人宅の白蟻被害があり駆除を行った。当時は白蟻が外の都呂々公民館敷地にある桜の木に巣を作っており、白蟻が個人宅と行き来しているとのことでした。

また、その後、令和２年９月に再び白蟻被害が発覚し、桜の木に白蟻の巣があるため、駆除剤入りの餌を白蟻に食べさせて巣に持ち帰らせ、巣の中にいる白蟻を駆除するベイト工法により対応。令和３年５月に確認した結果、まだ白蟻が生きていたため、今度は桜の木に駆除剤を流し込んだとのことでした。

教育委員会としましては、令和３年９月議会に桜の木の伐採経費を補正予算で計上し、その後、１０月に都呂々公民館の入り口にあります桜の木を伐採し、その際、６本の桜の木のうち３本に白蟻の巣と思われる状態を確認しております。また、伐根作業中に６本の桜の木のうち３本の木の根っこが個人宅の建物の基礎の下に入り込んでいることを、家主を交えて確認をしております。

なお、一帯の桜の樹齢につきましては、古いもので約４０年のようでございました。

また、この際の伐根作業につきましては、振動もありますのでいったん作業を中止をさせていただいているところです。

その後、１１月に損害責任保険につきまして熊本県町村会へ相談をしまして、１２月

に損害保険会社の契約弁護士からは、「本件事項に関し、苓北町は損害賠償責任を負うものと考えます」というような意見書をいただきました。

なお、白蟻被害の損害賠償手続きに対しましては、相手のご意向としまして、示談による円満解決を望まれており、今後の手続きについて、熊本県町村会に相談し、相手方様には、白蟻駆除費用やブロック塀の解体補修に係る見積書の提出などをお願いすることとなりました。また、復旧工事の時期はご家族の事情もあり、ご要望に沿って進めていくことになりました。

相手方の工事業者が決定後、令和４年２月に根の進入範囲を調査するための掘削作業を実施、９月に白蟻被害費用、復旧工事の見積書が提出され、１２月に町村会から査定額が示されております。

令和５年２月に査定額について、相手方及び工事業者の了解を得まして、調整の結果、本年７月から９月末の期間で工事が施工されたところでございます。

工事完了後、１０月２７日付けで請求書を町村会へ提出し、１０月２７日付けで町村会から保険金の案内があり、１１月６日に相手方と示談書を取り交わしたというような経緯でございます。

以上が経緯でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　分かりました。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　確かに白蟻で隣から侵入したならば、責任はあると思いますけれども、この種の・・・これ全体的に聞きます。公民館、教育委員会じゃなくてですね。この種の、もしこういったことが取り上げられれば、こういった種類のものが多々出てくるんじゃなかろうかと思います。例えば、町道関係、町河川関係。そこの近所に大木があって、家に侵入したというようなケースが今後出てくるかもしれん。あるいは今まであったかもしれん。そこら辺の対応はどうなりますかね。そこら辺を教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　本件の事案のように、その要因がですね、直接的にそういったことで起因するということになりますと、先程、教育課長の方から申し上げましたとおり、その原因ですね、そこの起因に応じて、損害賠償っていうか、そういったところをきちっと対応するというふうなことになると思います。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　要するに町道、町河川そういったことであれば対応するということですか。類似のことがいっぱい出てきた場合、対応するということですか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　類似って言いますか、今回直接ですね、桜の木が個人の家の下まで入ってきたことが原因ということであります。白蟻は飛びますのでそこことはまた対応が変わってくるかと思いますけれども、その辺につきましても、そういう事案ごとにですね、顧問の弁護士さん等と相談しながらですね、相手方と解決していくということになると思います。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　このことについて、やっぱり慎重に取り扱わんばいかん問題じゃなかろうかなと。そこら辺はですね、できれば何ですかね、マニュアルあたりを作成した上でですね、やっぱり慎重にやった方がいいんじゃなかろうかと思います。例えば、ブロック塀が樹木で押し上げられたということであれば、こういったことは多分、街路樹とか、あるいはそこら辺も多々出てくるんじゃなかろうかと思いますので、そこら辺、十分に部内あたりで検討されてですね、対応していただければと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第１０号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第７回苓北町議会臨時会を閉会します。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時５７分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員